

## ○結核健康診断事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項の規定に基づき、健康診断事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、当該事業を行う学校又は施設の設置者に予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第102号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付基準単価)

第2条 補助事業に対する補助金の交付基準単価は、別表に定めるとおりとする。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、その実施事業年度分について、結核健康診断事業補助金交付申請書（第1号様式）を知事が定める日までに提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第4条 知事は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を結核健康診断事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることがある。

(事業計画の変更)

第5条 前条第1項の規定による補助金交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助金の交付の決定の内容となった事項を変更しようとするときは、あらかじめ結核健康診断事業計画変更承認申請書（第3号様式）に第1号様式別紙1から同様式別紙4までを添えて知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、結核健康診断事業実績報告書（第4号様式）を当該事業の完了の日から1月を経過した日又は補助金交付の決定の通知を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による報告書を受領した場合においては、報告書の提出書類の審査を行い、当該事業の実績が、その交付の決定内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、結核健康診断事業補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の概算払を受けようとするときは、結核健康診断事業補助金概算払申請書（第6号様式）に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払をすることが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めるときは、補助金交付決定額の範囲内において補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が補助金を補助事業以外の他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、又はこの告示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(提出書類の経由等)

第12条 この告示により知事に提出する書類は、2通とし、当該書類を提出する者の住所地又は所在地を管轄する保健所の長を経由して提出するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、昭和47年5月15日から適用する。

附 則 (昭和50年12月11日告示第507号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和50年度の予算から適用する。

附 則 (昭和62年1月27日告示第54号)

この告示は、昭和62年1月27日から施行し、昭和61年度予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成6年11月11日告示第934号)

この告示は、平成6年11月11日から施行し、平成6年度予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成20年3月25日告示第208号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年3月25日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の結核健康診断予防接種事業補助金交付規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により交付された補助金については、改正後の結核健康診断予防接種事業補助金交付規程(以下「改正後の規程」という。)の規定により交付された補助金とみなして、改正後の規程の規定を適用する。

3 この告示の施行の際、改正前の規程の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

附 則 (平成25年5月7日告示第291号)

この告示は、平成25年5月7日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	保健所実施分	医療機関実施分
間接撮影(レンズカメラ)	(使)	(定)
〃(70ミリミラーカメラ)	(使)	(定)
〃(100ミリミラーカメラ)	(使)	(定)
直接撮影	(定)	

注 「(使)」とは、沖縄県使用料及び手数料条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第14号)の別表第1に規定する単価のことをいい、「(定)」とは、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱(平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号)に定める健康診断の基準単価のことをいう。